

はじめに

山形県新環境計画

～豊かで美しい山形を、未来のこどもたちに手渡すために～

県では、京都議定書の発効、「循環型社会形成推進基本法」等の制定、産業廃棄物税導入県の増加等、環境行政を取り巻く情勢の変化に的確に対応することや、平成12年10月に策定した「山形県環境計画」が平成17年度で終期を迎えたことから、平成18年3月に「山形県新環境計画～豊かで美しい山形を、未来のこどもたちに手渡すために～」を策定し、

様々な施策を展開しています。

「山形県新環境計画」は、策定後10年間を計画期間とし、目指す将来像、5つの基本目標や基本目標の実現に向けた5つの共通の基盤、個別施策の展開方向、環境指標、環境配慮指針等により構成されています。

山形県新環境計画 <目指す将来像> 持続的発展が可能な豊かで美しい山形県 <5つの基本目標>



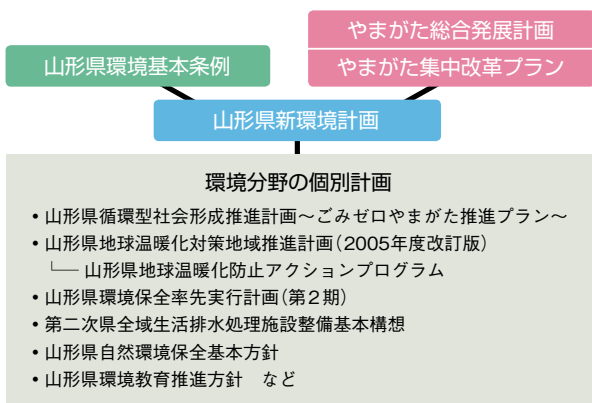
社会情勢の変化への対応

世界人口の急増や新興諸国の経済成長を背景に、原油をはじめとする各種資源の枯渇や環境負荷への対応が国際的な課題となっている現在、地球温暖化防止のための低炭素社会の実現に向けた取組みの強化が求められています。さらに、それらに対応した新しい生活スタイルや環境活動が地域経済を活性化させる社会経済システムの構築が急務となっています。

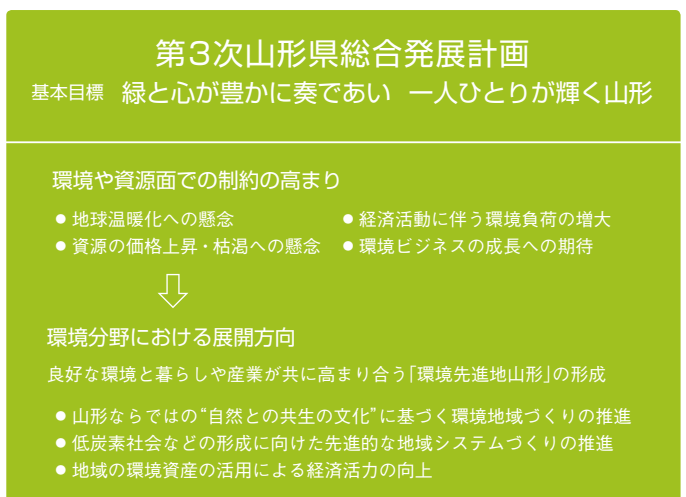
このような中、本県では、平成22年3月に「緑と心が豊かに奏であい

一人ひとりが輝く山形」を基本目標とする、「第3次山形県総合発展計画」を策定しました。環境分野については、県づくり構想の「暮らし」「産業・経済」「地域社会」の3つの柱のうち「地域社会」の取組みとして、良好な環境と暮らしや産業が共に高まり合う「環境先進地山形」の形成を推進していくこととしており、平成22年度は、計画策定後5年目に当たることから「山形県新環境計画」全体的見直しを図っていきます。

山形県新環境計画の位置付け



平成22年3月策定



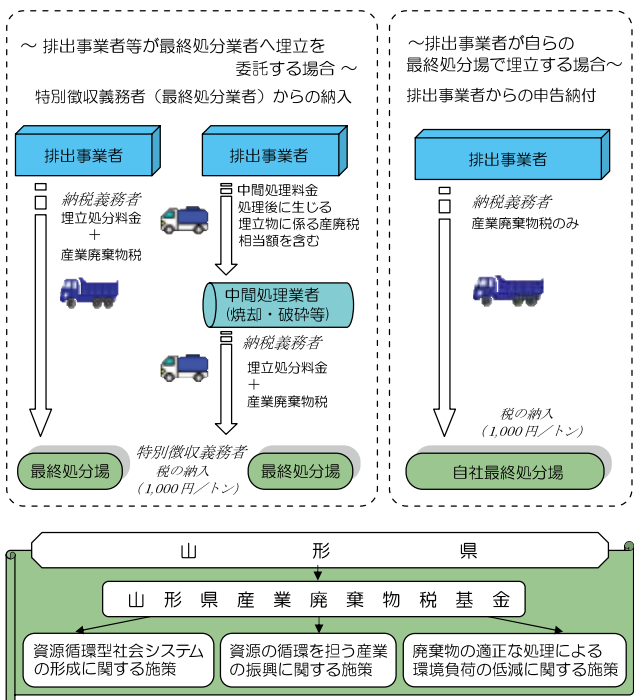
経済的手法の活用

1 産業廃棄物税

本県初の法定外目的税として、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正処理の促進に関する施策を実施するために、平成18年10月1日から導入されました。

この産業廃棄物税の徴収については、平成18年3月に策定した「山形県循環型社会形成推進計画（ごみゼロやまがた推進プラン）」に盛り込まれている①資源循環型社会システムの形成、②資源の循環を担う産業の振興、③廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減の施策に関する事業に充てることにしています。

産業廃棄物税の課税方式



2 やまがた緑環境税

平成19年度に導入した「やまがた緑環境税」を活用し、平成21年度においては、総額6億269万円の事業費で、環境保全を重視した森林の整備や自然環境の保全対策、県民参加の森づくりや自然環境学習の推進に取り組みました。

また、「緑基金」積立金や「緑の募金」寄付金を活用し、ボランティアによる緑化活動や緑の少年団活動などの支援を行いました。

企業による森づくりについては、13企業・事業体が10地区において森づくり活動に取り組みました。

「やまがた緑環境税」の概要



CONTENTS

平成22年度版環境白書は、山形県環境基本条例第11条に基づく年次報告として、平成21年度の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策を中心に取りまとめたものです。この概要版は、環境白書を要約したものです。環境白書の全文は県のホームページからご覧いただけます。「組織別一覧」⇒「生活環境部」⇒「地球温暖化対策課」⇒「環境白書・環境白書概要版」

- I はじめに①②
- II パートナーシップ型社会の構築によるごみゼロやまがたの実現を目指して③④
- III 地球温暖化防止への積極的な取組み⑤⑥
- IV 安全で良好な生活環境の確保⑦⑧
- V 自然と共生したうるおいのある社会の構築⑨⑩
- VI 環境教育を通じた環境の人づくり⑪⑫
- VII 基本目標の実現に向けた共通の基盤⑬⑭
- VIII 平成22年度の主な環境関連施策